

履修保留／継続履修の申請受付について（法学部生対象）

履修保留／継続履修とは、登録決定となったセメスター（半期）科目もしくは通年科目について、途中まで授業を受けたあと、海外での学習期間をはさみ、翌学期以降・翌年度以内に同一科目の授業を受けることで履修を完了させ、成績評価を受けることができる制度です。

法学部生が2019年度に本制度を使用する場合の手続は以下のとおりです。

【申請期間】

1. 履修保留

手続	手続場所	申請期間	
		【春学期科目】	【秋学期/通年科目】
履修保留申請	法学部事務所	4/6（土）～4/26（金）	9/27（金）～10/31（木）

2. 継続履修

手続	手続場所	申請期間	
		【春学期科目】	【秋学期/通年科目】
継続履修申請	MyWaseda 申請フォーム	2020/3/2（月）～3/4（水）	2019/9/2（月）～9/4（水）

【履修保留申請手続】

履修保留申請書等の提出を受けて、法学部が面談により、その可否を決定します。

1. 提出書類

履修保留申請期間に以下の書類を法学部事務所に提出してください。

- ①履修保留申請書（法学部生用）〔法学部事務所で配付〕
- ②プログラム（※）の概要が判るもの（募集要項、シラバス等）
- ③プログラムの開始日と終了日が記載された、入学許可通知等（申請期間内に発行が受けられない場合は申込用紙の写し等）

※ 本制度の対象となるプログラムは以下の a.～d. をすべて満たすものに限ります。

- a. 「海外大学」および「海外大学に付属する教育機関」が実施しているプログラムであること
- b. 春学期はプログラムが6月1日以降に実施されるものであること
- c. 秋学期はプログラムが11月15日以降に実施されるものであること
- d. 実施期間が4週（28日）以上あること

2. 面談

書類を受理した後、指定の日時に、提出書類に基づき面談を実施します。

【注意事項】

- ・履修保留申請が受理されても、担当教員・授業計画の変更などにより年度間の相違が大きく、継続履修をしても単位修得要件を満たさないと学部が判断した場合、継続履修が認められないケースがあります。
- ・履修保留申請をする場合は、プログラムの期間と授業実施期間が重複する全ての科目を履修保留申請しなければなりません。ただし、フルオンデマンド科目の申請は任意とします。
- ・履修保留申請が一度受理された後に、その履修保留申請を取消すことや、試験受験・レポート提出を行うことは認められません。
- ・継続履修科目の合計単位数の半分（小数点以下切り捨て）が継続履修学期の登録制限単位（半期および年間）に加算されます。

【参考】履修保留／継続履修の例

	春クォーター	夏クォーター	秋クォーター	冬クォーター
2019 年度	在学	在学	在学	在学
	2019 年度春学期「科目 A」開講期間			
		海外での学習期間		
	「科目 A」履修	(科目 A 履修保留)		
2020 年度	在学	在学	在学	在学
	継続履修	「科目 A」継続履修		
	2020 年度春学期「科目 A」開講期間			

以上